

庄内町告示第71号

令和3年度庄内町青少年国内外研修参加費補助金交付要綱を次のように定める。

令和3年3月31日

庄内町長 原 田 眞 樹

令和3年度庄内町青少年国内外研修参加費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、語学研修、社会貢献活動、ホームステイを含む生活体験、研修先の人々との交流等を通じて、広い視野と語学等を兼ね備えた人材の育成を図るため、国、県その他の団体が国内外において実施する研修等（以下「研修等」という。）に自主的に参加する青少年に対し、予算の範囲内で令和3年度庄内町青少年国内外研修参加費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、庄内町補助金等の適正化に関する規則（平成17年庄内町規則第52号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者は、研修等に参加する青少年（以下「研修参加者」という。）で、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものの保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で子どもを現に監護するものをいう。以下同じ。）とする。

- (1) 町内に住所を有する者（町出身者で町外に住所を有し、かつ、その保護者が町内に1年以上住所を有する者を含む。）であること。
- (2) 平成15年4月2日から平成21年4月1日までの間に生まれた者であること。
- (3) この要綱に基づく補助金の交付を受けていない者であること。

(補助対象研修)

第3条 補助金の交付対象となる研修等（次条及び第7条において「補助対象研修」という。）は、国、県その他の団体（次条第2項及び第7条において「実施団体等」という。）が実施する次に掲げる研修等であって、その期間が令和4年3月31日までに終了するものとする。

- (1) 語学に関する研修等
- (2) 社会貢献に関する研修等
- (3) 国内外交流に関する研修等
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が適当と認める研修等

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付対象となる経費は、補助対象研修に要する参加負担金（以下「参加負担金」という。）の額とする。

2 補助金の額は、参加負担金の額に5分の4を乗じて得た額とし、20万円を限度とする。この場合において、研修参加者若しくはその保護者が実施団体等又はこれ以外の国、県その他の団体から補助対象研修に要する参加負担金に係る補助金等の交付を受ける場合

は、参加負担金の額から当該補助金等の額を控除するものとする。

3 前項に規定する補助金の額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

4 保護者と同一の世帯に属する者が同一の補助対象研修に 2 人以上参加する場合の補助金の額は、1 人分を限度とする。

(交付申請)

第 5 条 規則第 4 条に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 研修計画書(様式第 1 号)
- (2) 募集要項の写し
- (3) 参加負担金の請求書又は領収証の写し
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(交付決定)

第 6 条 規則第 7 条に規定する補助金の交付決定の通知は、令和 3 年度庄内町青少年国内外研修参加費補助金交付決定通知書(様式第 2 号)により行うものとする。

(実績報告)

第 7 条 規則第 13 条に規定する別に定める書類は次のとおりとし、補助対象研修が終了した日から起算して 30 日を経過する日又は令和 4 年 3 月 31 日のいずれか早い日までに町長に報告しなければならない。

- (1) 研修報告書(様式第 3 号)
- (2) 行程表
- (3) 研修中の写真
- (4) 補助対象研修の状況、感想等を具体的に記載した研修レポート
- (5) 実施団体等又はこれ以外の国、県その他の団体から参加負担金に係る補助金等の交付を受ける場合は、その内容及び金額が分かる資料
- (6) 参加負担金の領収書の写し(第 5 条に規定する書類として、領収証の写しを添付しなかった場合に限る。)
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第 8 条 規則第 14 条に規定する補助金の額の確定通知は、令和 3 年度庄内町青少年国内外研修参加費補助金交付額確定通知書(様式第 4 号)により行うものとする。

(交付決定の取消し)

第 9 条 町長は、規則第 5 条の規定により補助金の交付を決定した者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 規則又はこの要綱の規定に違反したとき。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

研 修 計 画 書

- 1 交付申請額 円
- 2 研修参加者の住所、氏名及び生年月日
(住所)
(氏名) (生年月日) 年 月 日
- 3 実施団体の名称及び代表者
- 4 研修等の名称
- 5 研修等に参加する目的
- 6 研修等の計画
 - (1) 期間 年 月 日 ～ 年 月 日 (日間)
 - (2) 場所
 - (3) 内容
 - (4) 目標、特記事項等
- 7 研修等の経費に対する町以外の補助状況
 - (1) 実施団体又は実施団体以外の国、県その他の団体からの経費補助（あり・なし）
 - (2) 「あり」の場合は、交付団体名及び交付予定額
- 8 添付書類
 - (1) 募集要項の写し
 - (2) 参加負担金の請求書又は領収証の写し
 - (3) その他 ()

様式第2号（第6条関係）

令和3年度庄内町青少年国内外研修参加費補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

庄内町長



年 月 日付けで交付申請があった令和3年度庄内町青少年国内外研修参加費補助金について、下記のとおり交付することに決定したので、庄内町補助金等の適正化に関する規則第7条の規定により通知します。

記

交付決定額 円

様式第3号（第7条関係）

研 修 報 告 書

1 研修参加者の住所、氏名及び生年月日

(住所)

(氏名)

(生年月日)

年 月 日

2 実施団体の名称及び代表者

3 研修等の名称

4 研修等に参加した目的

5 研修等の実績

(1) 期間 年 月 日 ～ 年 月 日 (日間)

(2) 場所

(3) 内容

(4) 成果

6 添付書類

(1) 参加負担金の領収証の写し（申請時に未提出の場合に限る。）

(2) 行程表

(3) 研修中の写真

(4) 研修等の状況、感想等を具体的に記載した研修レポート

(5) その他 ()

7 研修等の経費に対する町以外の補助状況（経費補助がある場合は、その内容及び金額が分かる書類を添付すること。）

(1) 実施団体又は実施団体以外の国、県その他の団体からの経費補助（あり・なし）

(2) 「あり」の場合は、交付団体名及び交付額

振込先	金融機関名	銀行・金庫 組合・農協	店名	本店・支店
	預金の種類	普通 ・ 当座 ・ その他 ()		
	口座番号			(右づめで記入)
	フリガナ			
	口座名義			

様式第 4 号（第 8 条関係）

令和 3 年度庄内町青少年国内外研修参加費補助金交付額確定通知書

第 号
年 月 日

様

庄内町長



年 月 日付で実績報告のあった令和 3 年度庄内町青少年国内外研修参加費補助金の額を下記のとおり確定したので、庄内町補助金等の適正化に関する規則第 14 条の規定により通知します。

記

補助金の確定額

円